

旭が丘中部活動ガイドライン

1 本校の部活動の狙い

- ・ 自主的、自発的な参加により行われる部活動を通して、スポーツや文化等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養を目指す。
- ・ 異年齢集団に属し、仲間や教員等との密接な関わりを通して、社会性を育む。
- ・ 目標の達成のため、互いに励まし高め合う営みを通して、他者の多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切に、よりよい社会づくりに参画する「有徳の人」の育成を目指す。

2 運営、入部、退部、転部

- ・ 加入、非加入の選択は本人の意志により自由とする。加入する場合には、「部活動加入意志確認書」を校長に提出する。
- ・ 新入生は、入学後に部活動見学及び仮入部の期間を参考にし、本人の意志で入部する部活動を決定する。
- ・ 部員は原則として全活動日に参加する
- ・ 部活動の変更については原則認めない。ただし、健康上やむを得ない理由でのみ、部活動の変更を許可する場合がある。
- ・ 転部を希望する場合、以下の手続きを経た後、校長の承認を持って成立する。
 - ①転部を希望する生徒、保護者連署の「転部願」を担任に提出。
 - ②担任と現顧問は所見を記入し、部活動担当へ提出。
 - ③部活動担当は関係職員（運営委員会＋退部顧問、入部顧問）を招集し、検討を行う。
 - ④部活動担当は検討の結果を総合所見に記入し、校長へ書類を提出し承認を得る。
- ・ 生徒の自主的な活動ではあるが、以下の場合には、保護者の了解のもと、退部とする。
 - ①無断欠席や長期欠席が多い場合。
 - ②顧問や部長の指示に従わない場合。
 - ③真剣に取り組まず、他の生徒の活動を阻害する場合。
 - ④暴力、暴言などにより部内の人間関係を乱す場合。
- ・ 退部をする場合、以下の手続きを経た後、校長の退部届受理をもって退部とする。
 - ①退部を希望する生徒は、保護者連署の「退部届」を担任に提出。
 - ②担任と顧問は所見を記入し、部活動担当へ提出。
 - ③部活動担当は、校長へ書類を提出し承認を得る。

3 活動条件・活動時間

- ・ 「磐周教育の充実と振興のための配慮事項（R元年7月29日改訂）」に準ずる。
- ・ 安全と事故防止のため、必ず顧問教師が参加して指導監督する。
- ・ 活動時間は平日では最大2時間。週休日では3時間程度とする。（大会等を除く）
- ・ 一部の職員が会議（研推、就学指導委、学校保健委など）であっても、顧問教師が指導に付いていれば活動してよい。
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日を設けることを基本とする（平日1日、週休日1日）。
- ・ 大会等で土日の両方を活動日とした場合、その前後の週の平日に活動しない日を追加で設けるように配慮する。
- ・ 定期テスト前3日間は活動しない。
- ・ 長期休業中の活動時間は、8時15分から16時15分までとする。（片付けを含む）
- ・ 長期休業中の土曜日、日曜日、祝日、及び8月11日から8月20日までの10日間は部活動を原則実施しない。ただし、校長が認めた場合はこの限りではない。
- ・ 天候や生徒の状況に応じて活動中止、練習時間の短縮を行い、生徒の健康観察や水分補給の確保、休憩などの配慮を確実に行う。
- ・ 熱中症運動指針がWBGT「31」を超えた場合は、運動は原則中止とする。
- ・ 部活動の最大可能時刻は次表のようにする。

< 譬週の部活動最大可能時刻 >

月	部活終了	完全下校	月	部活終了	完全下校	月	部活終了	完全下校
4	17:45	18:00	10前半	17:00	17:15	1	16:30	16:45
5~7	18:15	18:30	10後半	16:45	17:00	2前半	16:45	17:00
9前半	17:45	18:00	11	16:30	16:45	2後半	17:15	17:15
9後半	17:15	17:30	12	16:15	16:30	3	17:15	17:30

4 延長部活

- ・ 大会前の2週間に限り、校長の許可を得て、次の条件の下、部活動の最大可能時刻を越えて部活動時間の延長を行うことができる。
 - ①活動を必要人数に限定し、部活動の延長時間が30分以内であること。
 - ②事前に「延長部活願」を校内で起案し、保護者にも周知し、了承を得ること。

5 特別許可

- ・ 特別な事情がある場合、校長の許可を得て、次の条件の下、特例での活動を認めることがある。
 - ①活動を必要人数に限定すること。
 - ②事前に「特別許可願」を校内で起案し、保護者にも周知し、了承を得ること。
 - ③生徒の安全と健康を最優先し、配慮すること。

6 設置部活動と活動場所

※女子バスケットボール部はR5年度末に廃部

部活動名	活動場所
バレーボール(女子)・男子バスケットボール・女子バスケットボール	体育館
男子ソフトテニス・女子ソフトテニス	テニスコート
野球(男子、女子)・陸上競技(男子、女子)	運動場
吹奏楽(男子、女子)	音楽室
総合文化(男子、女子)	美術室

7 その他規定

- ① 部活動後援会費
 - ・ 部活動後援会費は部活動の活動に活用する。
 - ・ 1人3,120円とする。(年間)
- ② 大会参加
 - ・ 生徒、顧問の健康や費用等を考慮し、出場する大会を精選する。
(※夏の中体連+1大会は公費参加。それ以上は個人負担とする。)
- ③ 会計処理
 - ・ 保護者会を設置している部活動においては、部活動会計は保護者の管理のもとで行う。
- ④ 外部指導者について
 - ・ 校長と面談を行い、了承を得ることを条件とする。
- ⑤ 統廃合等
 - ・ 生徒数または教職員の減少や施設、設備の問題等に考慮しながら、本校の部活動の運営方法について定期的に検討していくものとする。構成員は次の表の通り。

名称	構成員
部活動検討委員会	校長、教頭、教務、生徒指導、特活主任、部活動担当

⑥ 部活動部長会

- ・ 校内に部活動部長会を設け、話し合いをすることにより、生徒の自主的な活動を促すとともに、活動上の問題点や課題解決に努める。
- ・ 部長会は各部活動の部長で構成する。
- ・ 必要に応じて会議を開き、練習の反省や課題の解決、また「決意を語る会」等に関して意見交換をし、企画、運営に協力する。
- ・ 部活動部長会の指導は、特別活動主任および部活動担当が指導にあたる。